

第30回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年12月22日（月） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1番 岩崎 金己君	2番 添田 俊之君	3番 新田 徹君	4番 横山 芳明君
5番 永塚 知芳君	6番 足立 仁行君	7番 北中 宏一君	8番 木戸 芳己君
9番 武上 隆雄君	10番 仲佐 久子君	11番 北川 正幸君	12番 新田 里恵君
13番 塩見 秀雄君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	17番 吉村 正君
18番 斎藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局
事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課
主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第121号 農地法第3条の規定による許可について
日程第 4	報第122号 農地法第5条の規定による届出の受理について
日程第 5	議第122号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 6	報第123号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 7	報第124号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 8	報第125号 農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者による農地転用について
日程第 9	報第126号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地転用について
日程第 10	報第127号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 11	報第128号 非農地判断について
日程第 12	議第123号 安来市サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
日程第 13	議第124号 安来市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について
日程第 14	議第125号 安来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の改正について

5. 議事

○午後2時05分 開会

議長：斎藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第30回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 12番 新田委員、13番 塩見委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第121号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第121号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。3ページから4ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件で、所有権移転が2件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター3台、乾燥機2台、粉碎機1台、畔塗り機1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約15km、農機具はトラクター2台、草刈り機3台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求める。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それでは1番案件についてご説明いたします。この案件は同町内での経営縮小と経営拡大による所有権移転ということになります。譲受人は以前からこの農地を耕作されています。また、628.77aの経営面積で意欲的に営農に取り組んでおられ、周辺農地への影響等はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 11番 北川委員 お願いします。

1 1番：北川 正幸君

1 1番 北川です。2番案件の説明をいたします。この譲渡人は数年前、親さんとおじいさんが亡くな
りまして、農地を相続されたものです。今まで近所の方に耕作をしてもらっていたんですけど、利
用権の期限が切れて農地を返されるということで困っておられたんですが、隣の農地を所有、耕作されて
いる譲受人に相談されたところ、貰い受けるということで話がまとまり、この申請に至りました。近隣農
地に影響を及ぼすことはないと考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番、2番の案件について申請を許可することに賛
成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番、2番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 報第122号 農地法第5条の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の
説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第122号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり
農地法施行令第10条第1項の規定による市街化区域内農地の転用の届出を受理しましたので報告するも
のです。6ページに案件の内容、7ページから9ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧くだ
さい。今月の農地法第5条の届出は、4件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただ
きます。

1番は、転用の目的は、露天駐車場の敷設です。

2番、4番は、同一の譲受人で、転用の目的は、個人住宅の建築です。

3番は、転用の目的は、露天駐車場の敷設です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員
お願いします。

1 4番：渡邊 克実君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番から4番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第122号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第122号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので、審議を求めるものです。計画につきましては、13ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権29件、面積3万607m²、使用貸借権15件、面積1万7千955m²、全体で44件、総面積が4万8千562m²となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第122号についてご説明いたします。詳細は14ページから17ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すててしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第123号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第123号についてご説明いたします。18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。19ページから20ページ

に届出内容を載せておりますのでご覧ください。今月の届出については2件で、相続が2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第124号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第124号についてご説明いたします。21ページをご覧ください。のことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。22ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第125号 農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者による農地転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第125号についてご説明いたします。23ページをご覧ください。のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条第1項第12号に該当する電気事業者の農地転用の届出がありましたので報告するものです。24ページから25ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。件数は1件です。

1番は、中国電力ネットワークが行うもので、国、県、市が施工する公共事業によるものと同様に法令に定める電気事業者が行う転用は許可不要となっております。事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。なお、24ページ8筆は恒久転用、25ページ13筆は一時転用です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第126号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第126号についてご説明いたします。26ページをご覧ください。のことについて、別紙のとおり農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地転用の届出を受理しましたので報告するものです。27ページをご覧ください。件数は一時転用1件です。これは、許可不要に該当する島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第127号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第127号についてご説明いたします。28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。29ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第128号 非農地判断について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第128号についてご説明いたします。30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施しましたので報告するものです。31ページから35ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、240筆を抽出し、令和7年1月11日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地237筆、面積7万5千785.39m²をこのたび非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第12

議長：齋藤 哲君

日程第12 議第123号 安来市サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第123号についてご説明いたします。36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり安来市サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について審議を求めるものです。37ページから42ページに方針(案)を掲載していますのでご覧ください。

この方針(案)の策定の経過としましては、昨今の報道などでもありますように、サイバー空間からの攻撃や不正アクセス等により民間企業や行政機関の個人情報などの情報資産の漏洩や、情報システムの障害などで業務停止に追い込まれる事案が発生しており、さらなる対策が求められています。これらのことから、サイバーセキュリティを確保するための方針を、すべての地方公共団体の行政機関で策定し公表す

るよう、令和7年に地方自治法の改正で義務付けられました。これまで安来市では情報セキュリティポリシーを定め、セキュリティ対策の基本方針やその対策方法、手順等を定めることでセキュリティ対策を行ってきましたが、法改正を受け、これまでのセキュリティポリシーの基本方針を踏まえ、上位のサイバーセキュリティを確保するための方針として定めるものとなります。本方針は、農業委員会をはじめ各行政機関などがそれぞれ定めるものですが、安来市教育委員会や安来市議会、安来市立病院など関係行政機関が共同で定めることも可能であることから、今回、安来市などと共同で策定したく、本方針（案）について承認を求めるものとなります。

この方針（案）につきまして、ご留意いただきたいところについて説明させていただきます。38ページの中程の2定義（3）情報資産をご覧ください。この方針で取り扱っているものは、ネットワークや情報システムで取り扱う情報だけでなく、イにありますように「これらを印刷した文書」も含まれます。また、39ページの中程の少し下（14）職員等にありますように、この方針の適用範囲は「情報資産を取り扱う全職員、臨時・非常勤職員等」となりますので、各委員の皆様も含まれることとなります。後の内容はお読み取りください。

なお、この方針につきまして承認を受けますと、改正地方自治法の施行日であります令和8年4月1日から施行となります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおりの内容で承認することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、安来市サイバーセキュリティを確保するための方針については、承認されました。

○日程第13

議長：齋藤 哲君

日程第13 議第124号 安来市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第124号についてご説明いたします。本日お配りした議案その2の2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり安来市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正について審議を求めるものです。3ページから6ページをご覧ください。この規則改正は、農地利用最適化推進委員の選任に当たって、推薦及び応募の資格及び広報、候補者の公表及び選考等について現行法令等に合わせるために見直しを行うものです。改正の内容については、4ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。

4ページ第3条につきましては、推薦及び応募の資格のうち、「農業委員会等に関する法律第8条第4項各号の規定に該当しないもの及び法令により兼職が禁止されていないもの」に改めます。第4条につきましては、推薦及び募集の広報並びに候補者の公表について「市のウェブサイトに設置した掲示場への掲示その他農業委員会が必要と認める方法」に改めます。第5条第2項につきましては、推薦手続について、推薦者または被推薦者が辞退又は取下げようとするときは、書面の提出をする 것을新たに定めます。第

6条第2項につきましては、募集手続について、応募者が取下げようとするときは、書面の提出をすることを新たに定めます。第7条につきましては、候補者の公表について、第4条と同様に市のウェブサイトでの掲示または農業委員会が必要と認める方法に改めます。第8条につきましては、候補者の選考について、「候補者の数が推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合には」を加え、選考委員会の開催要件を農業委員会等に関する法律施行規則の規定に合わせ第2項を削除します。第9条につきましては、引用元の前条第2項を削除したことから文言整理をするものです。第10条につきましては、「手続き」の表記の修正となります。

なお、議決を受けてとすると、施行は令和8年1月1日からとなります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり規則を改正することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、安来市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則は、提出原案のとおり改正することで決定しました。

○日程第14

議長：齋藤 哲君

日程第14 議第125号 安来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の改正についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第125号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり安来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の改正について審議を求めるものです。8ページから10ページをご覧ください。この要綱の改正は、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の組織等について見直しを行い、一部を改正するものです。改正の内容については、9ページから10ページの新旧対照表をご覧ください。

9ページ第1条につきましては、誤字の修正となります。第2条につきましては、規則名の修正となります。第3条につきましては、選考委員について「農業委員会会長が農業委員の中から選任」に改めます。第4条第1項と第2項につきましては、委員長及び副委員長の選任について、文言整理を行うものです。第5条につきましては、選考委員会の設置の必要が生じたときに設置され、選考が終われば選考委員の任務を終えることから削除します。この第5条を削除することにより、第6条以下の条項が繰り上がります。

なお、議決を受けてとすると、施行は令和8年1月1日からとなります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり要綱を改正することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、安来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱は、提出原案のとおり改正することで決定しました。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第30回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時45分 閉会